

指定管理基本協定書
(標準版)

〇〇〇〇〇〇施設

目 次

第 1 章 総 則	○
第 1 条 (本協定の目的)	○
第 2 条 (指定管理者の指定の意義)	○
第 3 条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	○
第 4 条 (信義誠実の原則)	○
第 5 条 (管理物件)	○
第 6 条 (指定期間)	○
第 7 条 (会計年度)	○
第 8 条 (経理区分)	○
第 2 章 本業務の範囲と実施条件	○
第 9 条 (本業務の範囲)	○
第 10 条 (甲が行う業務の範囲)	○
第 11 条 (業務実施条件)	○
第 12 条 (仕様書等の変更)	○
第 13 条 (業務範囲及び業務実施条件の変更)	○
第 3 章 本業務の実施	○
第 14 条 (本業務の実施)	○
第 15 条 (開業準備)	○
第 16 条 (第三者による実施)	○
第 17 条 (権利義務の譲渡)	○
第 18 条 (管理施設の修繕等)	○
第 19 条 (緊急時の対応)	○
第 20 条 (情報管理)	○
第 4 章 備品等の扱い	○
第 21 条 (備品等の管理)	○
第 22 条 (乙による備品等の購入等)	○
第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項	○
第 23 条 (業務計画書)	○
第 24 条 (利用者アンケート調査)	○
第 25 条 (事業報告書等)	○
第 26 条 (業務実施状況等の確認)	○

第27条	(業務実施状況等の評価)	・ ・ ・ ・ ・	○
第28条	(業務の改善指示)	・ ・ ・ ・ ・	○
第 6 章	委託料及び利用料金		○
第29条	(委託料の支払い)	・ ・ ・ ・ ・	○
第30条	(委託料の変更)	・ ・ ・ ・ ・	○
第31条	(利用料金)	・ ・ ・ ・ ・	○
第32条	(利用料金の決定)	・ ・ ・ ・ ・	○
第 7 章	損害賠償及び不可抗力		○
第33条	(損害賠償等)	・ ・ ・ ・ ・	○
第34条	(第三者への賠償)	・ ・ ・ ・ ・	○
第35条	(保険)	・ ・ ・ ・ ・	○
第36条	(不可抗力発生時の対応)	・ ・ ・ ・ ・	○
第37条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	・ ・ ・ ・ ・	○
第38条	(不可抗力による一部の業務実施の免除等)	・ ・ ・ ・ ・	○
第 8 章	指定期間の満了		○
第39条	(業務の引継ぎ等)	・ ・ ・ ・ ・	○
第40条	(原状回復義務)	・ ・ ・ ・ ・	○
第41条	(備品等の取扱い)	・ ・ ・ ・ ・	○
第 9 章	指定期間満了以前の指定の取り消し等		○
第42条	(甲による指定の取り消し)	・ ・ ・ ・ ・	○
第43条	(乙による指定の取り消しの申し出)	・ ・ ・ ・ ・	○
第44条	(不可抗力による指定の取り消し)	・ ・ ・ ・ ・	○
第45条	(指定期間終了時の取扱い)	・ ・ ・ ・ ・	○
第 10 章	その他		○
第46条	(権利・義務の譲渡の禁止)	・ ・ ・ ・ ・	○
第47条	(本業務の範囲外の業務)	・ ・ ・ ・ ・	○
第48条	(本業務の実施に係る指定管理者の口座)	・ ・ ・ ・ ・	○
第49条	(本業務の実施に係る責任分担)	・ ・ ・ ・ ・	○
第50条	(協定の変更)	・ ・ ・ ・ ・	○
第51条	(疑義等の決定)	・ ・ ・ ・ ・	○
第52条	(管轄裁判所)	・ ・ ・ ・ ・	○
別紙 1	管理物件		○
別紙 2	本業務の実施に係る責任分担		○

〇〇施設の管理に関する協定書

美唄市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、〇〇施設（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行う意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対するサービスを向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理物件）

第5条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙1のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第6条 指定期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

（会計年度）

第7条 本業務に係る会計年度は、原則、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（経理区分）

第8条 業務に係る経理は、他の会計と区分して行わなければならない。

2 業務に係る帳簿、預金通帳及び財務関係書類等は、当該業務の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第9条 ○○○○条例第○条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

〈例示〉

- (1) 管理施設の利用の許可に関する業務
- (2) 管理施設の利用料の徴収に関する業務
- (3) 管理施設等の維持及び管理に関する業務
- (4) 前号各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第10条 次に掲げる業務は、甲の責任と費用において実施するものとする。

〈例示〉

- (1) 施設の目的外使用許可に関する業務
- (2) 不払い使用料の強制徴収に関する業務
- (3) 施設及び設備の大規模修繕に関する業務

(業務実施条件)

第11条 乙が業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

(仕様書等の変更)

第12条 甲及び乙は、本協定締結後に仕様書等の変更の必要性が生じたときは、双方の合意をもって仕様書等を変更することができる。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第13条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第9条で定めた本業務の範囲及び第11条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びこれに伴う指定管理に関する委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第14条 乙は、本協定、美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第15号。以下「指定手続条例」という。）並びに関係法令等のほか、業務実施に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）に従い、本業務を実施するものとする。

(開業準備)

第15条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要

な研修を行わなければならない。

(第三者による実施)

第 16 条 乙は、第 25 条に定める事業計画書の提出又は別途の協議により事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加額とみなして、乙が負担するものとする。

(権利義務の譲渡)

第 17 条 乙は、本施設の業務に関して生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

(管理施設の修繕等)

第 18 条 管理施設の修繕等については、甲及び乙の協議のうえ決定するものとする。

(緊急時の対応)

第 19 条 指定期間中に本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第 20 条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定については、指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

3 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月。法律第 57 号）及び美唄市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 2 号）を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(情報の公開)

第 21 条 乙は、施設の業務に関して保有する情報について、美唄市情報公開条例（平成 11 年条例第 1 号）を遵守しなければならない。

(苦情処理)

第 22 条 乙は、業務の遂行に関し苦情があったときは、自己の責任及び費用において迅速かつ的確に対処しなければならない。

2 乙は、苦情の内容、処理の経過及び結果について記録し、甲に提出するものとする。

第 4 章 備品等の扱い

(備品等の管理)

第 23 条 甲は、別紙 1 の(2)の 1)に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対してこれを弁償又は自己の費用で当該備品と同等の機能又は価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第 24 条 乙は、自ら購入した別紙 1 の(2)の 2)に記載の備品等（以下「備品（Ⅱ種）」という。）を本業務実施の用に供するものとする。

2 備品（Ⅱ種）が経年劣化等により、本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第 25 条 乙は、毎年度 3 月末（指定期間の最初の年度にあっては甲が指定する日）までに、翌年度の事業計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(利用者アンケート調査)

第 26 条 乙は、本業務に関する利用者等の意見及び要望を把握するため、自らの責任と費用により、毎年度、利用者等を対象としてアンケート調査を実施するものとする。

2 乙は、前項の調査結果について分析及び評価を行い、その内容を施設内に掲示するとともに、甲にその結果を報告しなければならない。

(事業報告書等)

第 27 条 乙は、毎年度終了後 60 日以内に、本業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第○条、第○条又は第○条の規定により乙に対する指定管理者の指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に、当該年度のその取り消された日までの間に係る事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理の業務の実施状況

(2) 施設の利用状況並びに利用不許可等の件数及びその理由

(3) 使用料又は利用料金の収入実績

(4) 管理経費の支出状況

- (5) その他指定管理者による管理の実態及び決算を把握するために甲が必要と認める事項
- 2 乙は、毎〇終了後、翌月 15 日までに・・・(以下、例示参照)・・・

<例示 1 = 月次報告とした場合>

- 2 乙は、毎月終了後、翌月 15 日までに、本業務に関し、次に掲げる事項を記載した月次報告書を甲に提出しなければならない。

<例示 2 = 四半期報告とした場合>

- 2 乙は、毎四半期終了後、翌月 15 日までに、本業務に関し、次に掲げる事項を記載した四半期報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 施設の利用状況並びに利用不許可の件数及びその理由
- (2) 使用料又は利用料金の収入実績
- (3) その他甲が必要と認める事項
- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書又は月次報告書の内容及びこれに係る事項について、乙に対して書類の提出又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況等の確認)

第 28 条 甲は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により乙から提出された事業報告書及び月次報告書に基づき、本業務の実施状況及び経理の状況(以下「業務実施状況等」という。)について確認するとともに、同条第 2 項の規定により乙から提出された決算書類に基づき、その財務状況について確認するものとする。

- 2 甲は、施設に定期的に立ち入り、業務実施状況等を実地に確認するものとする。この場合において、甲は、乙に対して業務実施状況等に関する書類の提出又は口頭による説明を求めることができるものとする。
- 3 前項の規定による確認日時その他必要な事項は、甲と乙の協議により定めるものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定による確認のほか、甲は、必要があると認めるときは、随時に施設に立ち入り、業務実施状況等を実地に確認することができるものとする。この場合において、甲は、乙に対して業務実施状況等に関する書類の提出又は口頭による説明を求めることができるものとする。
- 5 乙は、甲から前項の規定による確認の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。

(業務実施状況等の評価)

第 29 条 乙は、四半期毎並びに毎年度終了後に、業務実施状況等及び財務状況について、別に定める評価票により、自己評価を行い甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙から提出された評価票に基づき、業務実施状況等及び財務状況について、前条の規定による確認の結果を踏まえて評価を行うものとする。

(業務の改善指示)

第 30 条 第 28 条の規定による確認及び前条の規定による評価の結果、乙による業務実施状況等が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は、乙に対して業務の改善を指

示するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による改善の指示を受けた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

第6章 委託料及び利用料金

(委託料の支払い)

第31条 甲は、指定管理業務の遂行に係る費用として、乙に対し委託料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う委託料の詳細については、次のとおりとする。

平成 年度 金〇〇〇〇円 (消費税及び地方消費税を含む。)

平成 年度 金〇〇〇〇円 (消費税及び地方消費税を含む。)

平成 年度 金〇〇〇〇円 (消費税及び地方消費税を含む。)

- 3 甲が乙に対して支払う委託料・・・(以下、例示参照)・・・

<例示1=毎月の支払いの場合>

3 甲が乙に対して支払う委託料の支払月額は、各年度の委託料の12分の1に相当する額(千円未満を切り捨て、端数については最終支払月に調整する。)とし、甲は乙から請求を受けた日から起算して15日以内にこれを支払うものとする。

<例示2=四半期ごとの支払いの場合>

3 甲が乙に対して支払う委託料は、四半期ごとの4月、7月、10月、翌年1月とし、甲は乙から請求を受けた日から起算して15日以内にこれを支払うものとする。

(委託料の変更)

第32条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準の変動並びにその他のやむを得ない事由により当初合意された委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって委託料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否や変更金額等は、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金)

第33条 乙は、施設に係る利用料金を乙の収入として収受するものとする。

(利用料金の決定)

第34条 乙は、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については、事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第35条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって

生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第 36 条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第 37 条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

<例示>

(1) 火災保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

<例示>

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第 38 条 不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 39 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで乙と協議を行い、決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により填補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除等)

第 40 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の業務が実施できなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が、不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は乙と協議のうえ、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を委託料から減額することができるも

のとする。

第 8 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 41 条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合は、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申し出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 42 条 乙は、本協定の終了までに当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認めた場合には、乙は原状回復を行わずに、別途甲が定める状態で管理物件を引き継ぐことができるものとする。

(備品等の取扱い)

第 43 条 本協定の終了に際し、備品（Ⅰ種）及び備品（Ⅱ種）の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品（Ⅰ種）について、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 備品（Ⅱ種）について、乙が認める場合は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第 9 章 指定期間満了以前の指定の取り消し等

(甲による指定の取り消し)

第 44 条 甲は、美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 9 条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、また期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 業務に際し不正行為があったとき

(2) 甲に対して虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

(3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

(4) 次条に基づき、乙から指定の取り消し申し出があったとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取り消しの要否

(2) 指定取り消しの理由

(3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申し出)

第45条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができる。

(1) 甲が本協定を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は委託料の減額等、甲により不合理な要求が提示された場合を含む。）

(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき

(3) その他乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取り消しの申し出があったとき

2 甲は、前項の申し出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第46条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第47条 第41条乃至第43条の規定は、第44条乃至第46条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

(意見陳述のための手続)

第48条 美唄市行政手続条例(平成9年条例第1号)第13条第3項の規定により指定管理者による不利益処分に係る第1項各号の手続については、甲が行うものとする。

第10章 その他

(本業務の範囲外の業務)

第49条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第50条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に関し専用の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(本業務の実施に係る責任分担)

第51条 本業務に関し、生じる甲乙の責任の分担は別紙2を基本とする。

(協定の変更)

第 52 条 本業務に関し、本業務の条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義等の決定)

第 53 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 54 条 本協定に関し、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 美唄市
所在地 北海道美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号
代表者 美唄市長 桜井道夫 印

乙 (指定管理者)
所在地
名称
代表者 印

別紙 1 管理物件

(1) 管理施設 (※詳細については、財産台帳を参照のこと。)

- ・〇〇施設
- ・〇〇施設
- ・敷地内の外構及び植栽
- ・その他施設

(2) 管理物品 (※詳細については、備品台帳を参照のこと。)

1) 備品等 (I種)

種類	数量	備考

2) 備品等 (II種)

種類	数量	備考

〇〇施設の管理に関する年度協定書

美唄市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、平成〇年〇月〇日に締結した基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる委託料を定めることを目的とする。

（平成〇年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、平成〇年度の業務内容は、〇に定めるとおりであることを確認する。

（平成〇年度の委託料）

第3条 甲は、本業務の対価として、金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。

2 基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 美唄市
所在地 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
代表者 美唄市長 桜井道夫 印

乙 （指定管理者）
所在地
名称
代表者 印

別紙2 本業務の実施に係る責任分担

段 階	種 類	内 容	リスク負担者	
			市	指 定 管 理 者
共 通	法令・関連制度等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令及び関連制度の変更	○	
	金利変動リスク	金利の変動によるもの		○
	物価変動リスク	物価の変動によるもの		○
	不可抗力	自然災害（地震・台風等）による業務の変更、中止、延期等	○	
	第三者賠償	本業務を原因とする公害、生活環境の阻害等		○
		上記以外るとき	○	
	事業の中止・延期	設置者の事由により業務の全部または一部を中止、延期をしたとき	○	
資金調達	運営上必要な投資、資金の確保		○	
申請段階	書類の錯誤	市が作成した書類に起因するもの	○	
		申請書等、指定管理者が作成した書類に起因するもの		○
	申請コスト	申請に要する費用の負担		○
運営段階	需要変動	利用者の減少による収入減		○
	損害賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えたとき		○
	施設・設備の損傷	施設本体の経年劣化等によるもので小規模（軽微）なもの		○
		施設本体の経年劣化等によるもので大規模なもの	○	
	備品の損傷	市貸与備品に係る不可抗力または経年劣化によるもの	○	
		指定管理者の管理の瑕疵によるもの・指定管理者の取得したもの		○
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休業等		○
		施設本体の改修等による臨時休業等	○	
	債務不履行	施設設置者（市）の協定内容の不履行	○	
		指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
	業務引き継ぎ	指定期間の終了または指定の取り消しに伴う業務引き継ぎ経費		○
	原状回復	指定期間の終了または指定の取り消しに伴う原状回復経費		○
	保険の加入	施設の設置に関するもの（火災保険）	○	
本業務の実施・自主事業に関するもの			○	
セキュリティ	指定管理者の警備不備によるもの		○	
	上記以外るとき	○		
地域・利用者対応	施設利用者及び地域住民からの苦情対応・地域との協働		○	